

第1章 目的と位置付け

意見番号	該当ページ	意見等	計画案への反映
1	2	計画策定の目的として、「なぜ良好な景観形成を推進しなければならないのか」という根本的な意義を計画に記載してはどうか。	1-1 計画策定の目的の冒頭に記載

第2章 札幌の景観特性

意見番号	該当ページ	意見等	計画案への反映
2	12	地形は連続性を意識して整理すべき。	2-1(2)地形 地形の連続性を意識して、山地→丘陵地→扇状地→平地の順に整理

第3章 景観形成の理念・目標・基本姿勢

意見番号	該当ページ	意見等	計画案への反映
3	28	理念や目標は、前(現行)の理念等をきちんと書いて、見直し後との変化がわかりやすく比較できるようにすべき。	3-1 理念 冒頭に、「これまでの札幌市都市景観基本計画の基本理念に以下の視点を加えて整理したもの」を記載

第4章 良好な景観の形成に関する方針

意見番号	該当ページ	意見等	計画案への反映
4	14・34	みどりに関して、今あるものを守ることはもちろん、みどりを増やす方向で何かできることはないか。	2-1(3)植生等 4-1(1)景観形成の方針 別表景観形成基準 それぞれに記載
5	33	日本らしく美しい景観づくりに関する懇談会で「景域」という言葉が出ており、今回の計画でもきちんと書き込んでいくことが必要ではないか。	第4章 景域を認識したうえで取組を展開する必要があるという表現を追加
6	36	市街地等の特性を踏まえた景観形成の方針で、工業地ではオープンスペースの確保について、意味や目的を明確にするほうが良いのではないか。	4-1(2)都市 工業・流通業務地の方針に、「緩衝帯となる」の記載を追加
7	38	歴史・文化・暮らしの特性を踏まえた景観形成の方針で、住宅地では「住民が中心となって」の文言を追加する必要があるのではないか。	4-1(3)人(暮らし) 「○住宅地等では・・・」の方針に、「地域住民が関わりながら」の記載を追加
8	39	地域ごとの景観形成方針について、「その他の地域」という表現を変更し、景観計画重点区域との違い等の位置付けも整理すべき。	4-2特定の地区の特性を踏まえた景観形成の方針 位置付けを整理し、4-2(2)「(仮称)景観まちづくり推進区域」と表現を修正

9	39・54	都心以外にも、景観計画重点区域を指定していくことを検討してはどうか。	4-2(1)景観計画重点区域における景観形成の方針 景観計画重点区域について、「特に良好な景観の形成を図るべき区域」として整理 5-3(3)主な取組 都心に限らず、景観計画重点区域指定を検討することを記載
10	54	既指定の景観計画重点区域は、指定されてから見直しが行われていない等、現状に合わないところも出てきているので、東側や西側に区域を広げる等、今後見直しが必要ではないか。	5-3(3)主な取組 既指定の景観計画重点区域について、地域のまちづくりの進展などに応じて、必要な見直しを検討することを記載
11	54,75,69	大通公園ではイベントが多くあり、仮設物による景観も考えなくてはいけないと思う。方針や基準に反映させてはどうか。	5-3(3)主な取組 別表1-2景観計画区域における景観形成基準 大通地区景観計画重点区域について、地域のまちづくりの進展などに応じて、必要な見直しを検討することを記載 なお、景観形成基準において、オープンスペースの活用等について記載
12	66～84	「行為の制限」という表現は実際の内容と合っていないのではないか。	別表で「行為の制限」を「景観形成基準」に変更
13	69,38	オープンスペースに関する景観形成基準について、作る際の視点や空き地の問題も入れ込むべき。	別表1-2 景観計画区域における景観形成基準 配慮項目「街並みとの連続感をつくる」にオープンスペースを設置する際の視点を追加 また、第4章では、景観形成の方針として、「使用されない建物や土地」に関する方針を追加

#### 第5章 良好な景観の形成に向けた取組

14	45	景観プレ・アドバイスの対象は、年間の件数はごく限られたものになると思うが、景観計画重点区域については、基準を厳しくして対象件数を増やしてはどうか。	5-1(4)取組を支える制度と運用の考え方 「専門家の関与による協議」の協議対象に、景観計画重点区域の規模要件を追加
15	54,55	地域の取組を喚起するため、良好な景観まちづくりの取組を発信することが必要。	5-3(3)①イ モデル地区における景観まちづくりの取組事例等についてHP等でわかりやすく情報発信の記載に反映 5-3(3)② 情報発信の手法を記載
16	55	景観まちづくりの取組の成果が、他分野への波及を含め担保されるよう戦略的に取り組むことが必要。	5-3(3)①オ 多様な分野との連携し、地域の状況に応じて適切に活用することを検討することについて記載

#### 計画全般

17	60	景観法に位置付けられた制度は、計画の中で読めるようにしておくべきではないか(例えば「景観整備機構」など)。	法との対応関係については別途索引を用意することで対応。なお、「景観整備機構」については、5-4(3)③イに記載
----	----	-------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------